

質問書に対する回答

業務名：札幌市消費者センター電話設備借受

(令和3年10月4日)

No.	質 問	回 答
1	仕様書9「その他」(1)に「札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議する」とあるが協議内容は何か。	契約期間満了に伴う借受物品の返還や再リース若しくは買取り等に関する協議を予定しています。
2	借受期間満了後の撤去・返還にかかる費用負担は札幌市と受注者のどちらの負担になるか。	「札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用ガイドライン」に基づき、借受期間満了後の撤去・返還にかかる費用については札幌市が負担します。
3	今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測事態が発生し納期遅延となる可能性があるが、コロナウイルスの影響で納期遅延となった場合、当社への指名停止等処分、賠償請求や違約金請求等なく、契期間変更の協議に応じるか。	仕様書における納入期限日までに納品していただくことが原則となりますが、やむを得ず納期遅延となった場合は、遅延理由等の調査を行い、その都度判断することになります。